

第8期 第12回東温市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和6年7月10日(水) 午前9時30分～
2. 開催場所 東温市農村環境改善センター 2階 大会議室
3. 出席委員 (18人)
4. 欠席委員 (1人)
5. 議事録署名人の指名について (2人)
6. 議案審議 (7件)
 - 議案第38号 農地法第3条の許可申請について (4件)
 - 議案第39号 競売に係る買受適格証明願について (1件)
 - 議案第40号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について (2件)
7. 農業委員会事務局職員 (3人)

8. 会議の概要

○事務局長

皆さん、おはようございます。ご起立ください。姿勢を正してください。一同、礼。ご着席ください。総会に先立ちまして、委員の出席状況をご報告いたします。只今の委員の出席は19名中18名です。12番 ○○ 委員より欠席のご連絡をいただいております。出席委員が過半数に達しておりますので本会議が成立していることをご報告いたします。なお、本日は○○推進委員が傍聴されます。それでは○○会長お願いします。

○議長（会長）

皆さん、おはようございます。

ここ2、3日非常に暑い日が続いたわけですが、今日は少し過ごしやすい日になっていると思います。田植えも終わりました、4月末から7月頭まで4ヶ月と長期にわたっています。昔でしたら5月末から6月には一斉に終えておりましたが、いろいろな品種もでてきており、田植えに係る時間も長くなったと感じております。

これから委員のみなさんについては、それぞれの地域で地域計画を作成するための素案作りが始まっていくと思います。地域での意見が出た場合はできるだけ反映していただけたらと思いますので、よろしく願い申し上げます。

今回の案件は7件と非常に少ないのですが、慎重に審議していただけたらと思います。よろしく願いいたします。

それでは只今から第12回農業委員会を開会いたします。

本日の議事録署名人ですが、14番 ○○ 委員さん、15番 ○○ 委員さん、よろしく願いいたします。

議案審議に入っていきます。まず、議案第38号農地法第3条の許可申請について、3件を議題といたします。1番目の案件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

議案第38号、農地法第3条の許可申請について説明いたします。

1番 譲渡人 東温市○○番地○ ○○ ○○さん。譲受人 松山市○○番地○ ○ ○○さん。土地は、○○番○、田、981㎡です。権利内容は、売買です。作付作物は水稻です。主な農機具の保有状況は、トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、糶摺り機、草刈機、軽トラックです。労働力は、本人、妻、父、祖父の常時4人です。耕作面積は1,197㎡。周辺農業経営への影響は、特に支障なしとのことで、農地法第3条第2号1号から6号までいずれにも該当しないため、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元は○○委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いします。

○委員 ○○委員

説明いたします。地図は4ページです。○○沿いです。申請地の左右を○○さんが耕作しておりまして、申請地についても○○さんが耕作しております。以前から土地を売買してほしいとの話がでておりまして、ようやく売買で話がまとまったため申請に至ったとのこと。○○さんは祖父、父と共に農業を営んでおられる方でして、ほかの耕作地もきれいに作付けされていることを確認しておりますので、特に問題ないと思われまます。以上です。

○議長（会長）

それでは皆様のご意見お伺いしたらと思います。何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、2番目の案件につきまして事務局より説明願います。

○事務局

2番 譲渡人 伊予郡松前町○○番地○ ○○ ○○さん。譲受人 東温市○○番地○ ○○ ○○さん。土地は、○○番○、畑、474㎡です。権利内容は、売買です。作付作物は野菜、イチジクです。耕作面積は0㎡です。

なお、○○さんにつきましては、東温市で新規就農者になりますので、別紙1をご覧ください。農地法第3条第1項許可申請に係る要件確認書について、今回取得面積が1反以下でありますので、事務局にて農地法第3条申請書、営農計画書、申請者からの聞き取りにより、農地法第3条第2項1号から6号までの該当の有無を確認しております。

まず第1号不耕作目的、効率的に利用しない場合の権利取得の禁止についてですが、確認結果といたしまして、30年以上農業に携わっており、この度の法改正により僅少面積でも農地を取得できるようになったことを機に農地を売買することとなった。草刈機、鍬、軽トラックを所有しており、許可後は耕うん機を購入するとのこと。年間を通して野菜、イチジクを作付けし、収穫物は自家消費を行い、収穫量が増加すれば産直市へ出荷する予定である。今後、地元農家やJAからの指導助言を得ながら収穫量の増加を目指していくとのこと。

第2号、「農地所有適格法人以外の法人による権利取得の禁止」ですが、該当ありません。第3号「信託の引受の禁止」ですが、該当ありません。第4号「農作業常時従事要件」ですが、常時本人1人で、年間180日間程度農業に従事するとのこと。第5号「所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う土地の転貸又は質入れの禁止」ですが、該当ありません。第6号「地域との調和要件」ですが、地域の慣習に従い、除草作業等を行う。農道・水路などの共同利用施設の取決めを遵守すると共に、農業の維持・発展に関する地域の話し合いに積極的に参加するとのこと。以上のことから、農地法第3条第2号各号いずれにも該当しないため、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元は〇〇委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

説明いたします。地図は5ページになります。近くに〇〇がございまして、住宅街が広がるようなところにある畑です。所有者の〇〇さんと譲受人の〇〇さんは元々知人でありまして、〇〇さんが現在82歳と高齢で農作業に支障がでてきたため、売買を考えておりました。〇〇さんは農作業に約30年の経験があり、いずれ自分の土地をもって農業に従事したいと考えておられ、今回の売買が成立したとのことです。主に季節野菜を作付けし、収穫物については自家消費と余剰分については産直市への出荷を予定しているとのことです。特に問題ないと思われますのでよろしくお願ひいたします。

○議長（会長）

それでは皆様のご意見お伺いしたらと思います。何かご意見ございませんか。

○委員 〇〇委員

要件確認書については事務局だけで確認されたのですか。

○事務局

取得面積が1反以上であれば農業委員さんと推進委員さんにも同席いただきましてヒアリングを実施し許可要件を満たしているかどうかの判断をしておりますが、取得面積が1反未満でしたら、申請書の提出があったさいに営農計画書と本人からの聞き取りにより事務局で判断しております。

○議長（会長）

ほかに何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、3番目の案件につきまして事務局より説明願ひます。

○事務局

3番 譲渡人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。譲受人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇、畑、598㎡。外4筆で計5筆。合計面積は1,151㎡です。譲受人の耕作状況について申し上げます。権利内容は売買です。作付作物は野菜です。主な農機具の保有状況は、管理機、草刈機です。労働力は、本人の常時1人です。耕作面積は207㎡。周辺農業経営への影響は、特に支障なしとのことで、農

地法第3条第2号1号から6号までいずれにも該当しないため、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いいたします。

○委員 〇〇委員

説明します。譲渡人の〇〇さんと譲受人の〇〇さんは、いとこの関係になります。地図は6ページになりまして、場所は北側が〇〇、東には〇〇がございまして、自宅を取り囲むように申請地がございまして、申請地については〇〇さんのお父さんの代に相続されていたのですが、〇〇さんは自分の土地だと思ってずっと野菜を作付けされておりました。〇〇さんもきちんと土地を整理したいとのことから売買で話がまとまったとのことです。昔から耕作されていた土地ではありますので、特に問題ないと思われまして。以上です。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたらと思っております。何かご意見ございませんか。

○委員 〇〇委員

譲受人の〇〇さんは75歳と高齢ではございますが1人で耕作可能でしょうか。

○委員 〇〇委員

現在も〇〇さんが耕作されておりますし、自宅の横でありますので今のところは大丈夫かと思っております。現地も確認しておりますが、きれいに耕作されておりました。

○議長（会長）

ほかに何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思っております。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、4番目の案件につきまして事務局より説明願います。

○事務局

4番 譲渡人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。譲受人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇、畑、489㎡です。譲受人の耕作状況について申し上げます。権利内容は売買です。作付作物は野菜、果樹、花卉です。主な農機具の保有状況は、トラクター、耕うん機、運搬車、草刈機です。労働力は、本人、妻、子の常時

3人です。耕作面積は9, 198㎡。周辺農業経営への影響は、特に支障なしとのことで、農地法第3条第2号1号から6号までいずれにも該当しないため、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

説明します。地図7ページをご覧ください。場所は〇〇の北側にあります。申請地は車も入らない不便なところでありまして、現在の耕作は〇〇さんがされております。申請地は〇〇さんのご自宅のすぐ近くにございまして、隣接地も〇〇さんが耕作されておられるため、〇〇さんから〇〇さんに話し売買でまとまったとのこと。周辺にも影響を及ぼす恐れはないことから、特に問題ないと思っておりますので、よろしく審議をお願いいたします。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたらと思っております。何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思っております。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして議案第39号、競売に係る買受適格証明願いについてを議題とします。事務局より説明願います。

○事務局

議案第39号、競売に係る買受適格証明願いについて説明いたします。

5番 申請者 松山市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇、田、910㎡です。譲受人の耕作状況について申し上げます。権利内容は所有権移転です。作付作物は柿、ミカン、プラムです。主な農機具の保有状況は、噴霧器、草払機、軽トラックです。労働力は、本人の常時1人です。耕作面積は11, 079㎡。内松山市で8, 629㎡、東温市で2, 450㎡です。周辺農業経営への影響は、特に支障なしとのことで、農地法第3条の許可基準を引用し、第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

説明します。地図は8ページをご覧ください。〇〇の南で西側に〇〇がございます。申請地は競売物件になっておりまして、農地があるため買受適格証明願いが入札のために必要であるため申請があがってまいりました。〇〇さんに話を伺いまして、松山市で8反、東温市で2反耕作しております。東温市の農地は〇〇の東側にございまして、現地を確認したところプラムを栽培されており、きちんと管理されておりました。現在の住所は松山市ですが、〇〇に宅地がございます、そこを拠点にして農業に従事されているとのことです。今もきちんと耕作されておられますし、特に問題ないと思われまます。以上です。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたらと思います。何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして議案第40号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを議題とします。事務局より説明願います。

○事務局

議案第40号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてご説明します。

農用地区域からの除外の案件になります。

6番 所有者 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。申出者 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇、畑、377㎡です。都市計画区域は市街化調整区域。農地区分は第2種農地。転用目的は分家住宅。開発許可は必要で、転用許可も必要です。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

説明いたします。所有者と申出者の関係ですが、〇〇さんが〇〇さんの娘になりまして、〇〇さんが娘婿になります。

場所は地図9ページをご覧ください。〇〇の北側にありまして、申請地の東に所有者の〇〇さんのご自宅がございます。申出者は現在〇〇のアパートを借りて住んでおられるのですが、子供も産まれて手狭となったため、分家住宅を建築したいとのことで申請があがってまいりました。以上です。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたらと思います。何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手で、承認いたします。続きまして7番目の案件について、事務局より説明願います。

○事務局

用途区分変更の案件になります。

7番 所有者、申出者ともに 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇の一部、田、944㎡の内198㎡です。都市計画区域は市街化調整区域。農地区分は農用地区域内農地です。転用目的は農業用施設用地で農業用倉庫です。開発許可は不要で、転用許可も不要です。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

地図10ページをご覧ください。〇〇さんの自宅の北側の土地になりまして、農業用倉庫を建築したいとのことで申請があがってまいりました。申請地については5月に取得されまして、当初は水稻を計画していたのですが、〇〇さんの友人からビニールハウスをいただけるとのことから、今後は果樹か野菜を作付けされるとの話を聞いております。以上です。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたらと思います。何かご意見ございませんか。

(意見 ・ 質問 なし)

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手で、承認いたします。

本日の議案審議については、7件、これで全て終了しました。

次回の農業委員会は令和6年8月7日となっております。

以上で第12回農業委員会を閉会いたします。熱心なご審議ありがとうございました。